

K120.1

20

3

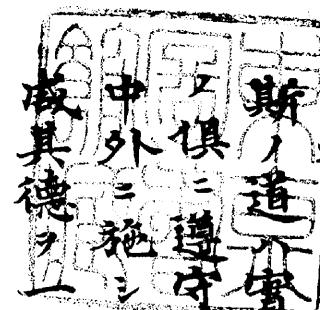
内藤恵叟謹述

奉  
勅  
修  
身  
鑑  
卷之三

版權所有  
集英堂藏板

勅 諭

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ  
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億  
兆心ヲ一ニシテ世ニ厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國  
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民  
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉  
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ  
智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ  
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義  
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼ス一シ是ノ  
如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ  
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン



斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民  
ニ惧ニ遵守スニキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ  
中外ニ施シテ惇テス朕爾臣民ト惧ニ拳ニ服膺シテ  
成其德ヲ一ニセシムトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

奉勅修身鑑卷之三

内藤恥叟謹述

第一章 國體

第一節

○大日本帝國ハ、萬世一系の天皇之  
きを統治一給ふ、萬國無比の國體なり。

○かゝくも、我づ天皇陛下は、天  
地開闢の始めに、御國の大君と定まり



弘國房

天照大神御孫 瓊々杵尊を葦原の中つ國に降だ。たまふ時三種の神寶を授けたまひて葦葦原の瑞穂の國は朕が子孫の王たるべき地なり寶祚の隆なると天壤と與に窮り無かるべと宣へり 皇統の萬世無窮有るは實にこの御誓ひによるなり



て、此の民をめぐみ給ひし、

天祖天照

あほ  
みかみ  
大神の御子孫なり。

第二節

○天祖天照大神、此の國を以て、天孫瓊杵尊にぎのみこと傳へさせ給ひーとき、詔りー給はく、寶祚たからのさかえまさんこと、天地ともにきはまりあかるべ」と。

○これより一て後、我グ

天皇陛下の

御血統ハ、天地とひとしくかはりなく、數千年の今日に至りて、連綿たり。

○天地もむくろよかららず　日月も光りを改めず。なま千萬世の後までも、仰ぎ尊み奉るべきハ、日嗣ひつぐをうけたまふ

天皇にあん、おはしまーける。

### 第三節

○凡そ生を此の國ようくるもの、誰ウ

天皇陛下の臣民たらざる、我が國民ハ、實に萬代不易の臣民なり。  
○我が國民たるもの、先づ國體の尊きを・ききまへ、皇室に忠よ、父母先祖に孝ならんこと、第一の務めなり。

### 第二章 孝悌

#### 第一節

○父母に事へんよひ、先づ其の心を安ん

藤原吉野朝臣は至孝の人なり  
ある日外に出で、在り乍ら  
に其の父より魚をすくふせと  
言ひて、厨の人惜みてこ  
れを出さずりて、吉野聞きて  
悔い歎きされ、生涯魚を食  
ふことなかつし矣



せんことをつとめよ。

○父母の心よして安からずば、たとひ美  
衣珍膳い珍膳を奉りて、侍養さうよう殘る方かたなしといふ  
とも、決して孝行といふべからず。

## 第二節

○父母の心を安んぜんとは、よろしく、  
我わ身の行ひを慎むべし。

○我わ身の行ひを慎まざば、いり程父母

よ事ふとも、父母安心したまふことあるべからず。

○我<sup>ゲ</sup>行<sup>ひ</sup>を慎<sup>み</sup>み、父母の心を安くして、始めてまつとき孝行とは、いふべきあり。

### 第三節

○悌<sup>て</sup>とい、兄を敬<sup>ひ</sup>ひ、弟を愛<sup>する</sup>をる道<sup>よ</sup>り、長者<sup>ちやうしゃ</sup>に順<sup>ふ</sup>むも、亦其の道<sup>な</sup>なり。

○我<sup>ゲ</sup>父<sup>母</sup>の、友<sup>と</sup>一給<sup>へ</sup>る長者<sup>よ</sup>い、  
乞<sup>う</sup>けて敬<sup>ひ</sup>順<sup>ふ</sup>べー。

○叔父<sup>き</sup>、叔母<sup>ば</sup>に對<sup>して</sup>い、兄<sup>姊</sup>の如く<sup>よ</sup>く  
て、更にこれ<sup>よ</sup>敬<sup>ひ</sup>を加<sup>へ</sup>よ。甥<sup>きひ</sup>姪<sup>めい</sup>をば、  
弟妹<sup>だいめい</sup>の如く<sup>よ</sup>くに愛<sup>せ</sup>よ。

## 第三章 和順

### 第一節

○夫<sup>き</sup>ハ、婦<sup>つま</sup>をあむれむべー。婦<sup>ハ</sup>、夫<sup>を</sup>

勅使身鏡

卷之三

集英堂書局

瀧鶴臺先生の妻女ハ賢徳ある婦人

ちけるを鶴臺見て何をと問ひけれ

ば妻女答へてつらゝ懸念の起る時

は赤糸の球を結び善念ある時

白糸の球をむまぶ切めハ赤糸のみつき

増一が今ハ先

告薰陶より

二つの球同ト程

とあれうとそ他

の袂すり白糸の

球を出どーて

示ーとぞ



うやまふべー。  
○夫婦和合するハ、家内繁昌のみなもと  
なり。

第二節

○一うと一うとめよハ、よく事へよ。

○小姑よハ、眞實を以て交るべー。

第四章 信實

第一節

荒木村重織田信長は  
背き一時羽柴秀吉軍  
身村重の城よりもむき  
て利害を説けり村重  
の兵を機くして秀  
吉を討つんとひそかに  
吾が難を救ふんとして  
村重されをさめ彼れ  
殺をひ不義あらて厚  
くもてすこて送り出  
だせうどぞ



○信實を行さんと思はゞ、つゝみて言  
語を少なくすべし。

○言語を多くもる時へ、され知らず、虚  
言を言ふことあり。

## 第二節

○朋友の大切なるは、善を責むるにあり。  
○善を責むとは、互々信義の心を以て、  
過ちを諫め、足らざるを補ひて、人の道

を全くせしめんとするをいふ。  
○もー其の人遇ちありと知るも、これを  
諫むることをせず、或ひ、これをかげよ  
て譏<sup>モテ</sup>るゝ、決して、信義ある朋友といふ  
べからず。斯の如き者とは、交らざるを  
よーとも。

## 第五章 禮敬

### 第一節



○老いたるを敬ひ、幼きをあふぞらず。  
作法はづをたゞしくして、言語をつゝしむ  
禮の道なり。

○みどりふ語り、みだりよ笑ひ、身體の  
作法をくづすへ、心に禮敬なきへるへな  
り。

○人に讓るへ、禮の道なり。

第二節

○故に、人と道を行く時、歩を譲りて、  
其のあとふ隨ふへ、禮あり。人と遇ふ時、  
道を譲りて、片かたききを寄るも、禮あり。  
物をわくる時、多きを譲りて、其の少  
なきを取るも、禮あり。

第六章 恭儉

第一節

○驕奢けうしゃの心の生ずるへ、恭儉の心なきに

よる。

○ 恭儉<sup>ハ</sup>、身を守るの要たる事を知らば、  
騎奢<sup>は</sup>、身を滅ぼすの本<sup>ハ</sup>る事をさと  
るべし。

○ ことよざに曰く、「おごり<sup>ハ</sup>、敵とおも  
へ<sup>ハ</sup>と、おごりは、我<sup>ハ</sup>身を滅ぼす敵あれ  
をなり。」

## 第二節



岡野左内貨殖<sup>をこな</sup>みて金  
銀家<sup>よみ</sup>みてりんこきを見て  
吝嗇<sup>ひそ</sup>の人<sup>をうん</sup>と思ひて  
其の家の馬奴<sup>は</sup>黄金一枚  
持てるあり左内聞まく  
いやき者<sup>より</sup>感心<sup>かんしん</sup>の心<sup>がれ</sup>  
あり賞<sup>まほ</sup>べとて黄金一枚を  
褒美<sup>ほめ</sup>べとて褒美<sup>ほめ</sup>となん

○無用の費は、小なりとも、おれを避くべし。有用の財は、大なりとも、惜むことあられ。

○一錢の財は、僅うなれども、みどりに費せば、遂よ積りて、千萬圓の損となるべし。

○千萬圓の大なるも、其の本は、厘毛の小を積みたるものなり。

○「塵つもりて山とある」との諺は、此の旨をいへるなり。

## 第七章 仁慈

### 第一節

○父母に愛敬をつくして、兄弟・親族・まつましく、これを及ぼして、他人と親しみ、又その困窮こんきゆうをも救ふべし。

○或ひ乞う財をいざして、道橋を修め、

往來の人よ便あらむるも、亦仁慈の行ひなり。

第二節

- 下人よ、つとめて憐みを加ふべし。
- 物事おもひやりを旨として、無理なる使ひ方をすべからず、たとひあやまつことなりとも、氣なぐく教へさきて、はいたあく叱りのゝることまうれ。



○家小飼ふ牛馬犬猫の類といへども、慈悲にせめ使ふハ、あーき事あり。

## 第八章 勤勉

### 第一節

- 學問の要二つあり、未だ知らざる時ハ、知らんことを求め、までに知けば、行はんことを務むべ。
- こととざふ曰く、問ふハ一時の恥ぢ。



熊澤了介先生著の若き時中江藤樹先生の學問を了して入門せんと請ふ藤樹先生われり人に教ふき程のものをしてそれを辭を了介先生強ひて請ふそ其の門を去らずること三日又及び一なば藤樹先生の母其の篤志に感ト先生を取ましてやうやく其の門に入ら一めう

問すぬは一生の恥ぢ。又曰く、「論語讀みの論語知らず」と、學者よくこれを思へ。

## 第二節

○學問するに、その身の行ひを善くし、善人となるよ。あり。

○職業を習ふは、其の家を富まし、國の良民たらんことをねうふよ。あり。

○學問をするも、行ひを善くせず、職業

を習ふも、國に益ある良民たらずば、無學無能の人より、何ぞ異ならんや。

## 第三節

○此の國ふ生るゝ人は、此の國に對する務めあり。其の務めといひ、退きてひ、其の家を富まし、進みては、世の中の利益を謀るをいふなり。

○世の中の利益を謀らんよ。第一に學

問を勵みて、其の身を修め、職業を習ひて、己れの力を盡くすべし。

## 第九章 義勇

### 第一節

○此の國に生れて、此の國を守らんものは、常々忠義の心をみがき、勇武の氣象をや一をふべし。

○遠き神代より、今日まで、此の



大御國のめでたくさうゆるは、偏へゝ國民の勇氣をたふとび、忠義を専らとーたるによれり。

## 第二節

○人の勇氣よひ、其の源あり、源あま一  
旦の勇氣へ、撓みやもくして、衰ふる時  
あり。

○其の源とは、あゞぞや、忠と孝との二

つなり。人々忠義の心深ければ、必ず國  
を守るの誠厚し。孝行の念濃かあきば、  
必ず父母の名を汚さず。

○故に、人へ、先づ我ヶ國體の尊きを知  
り、人道の正一きを守りて、先祖以來、  
皇室の御恩よりて、住み來たれること  
を辨へ、義勇の心を勵まさんこと、もつ  
とも肝要なり。

## 第十章 國民の務め

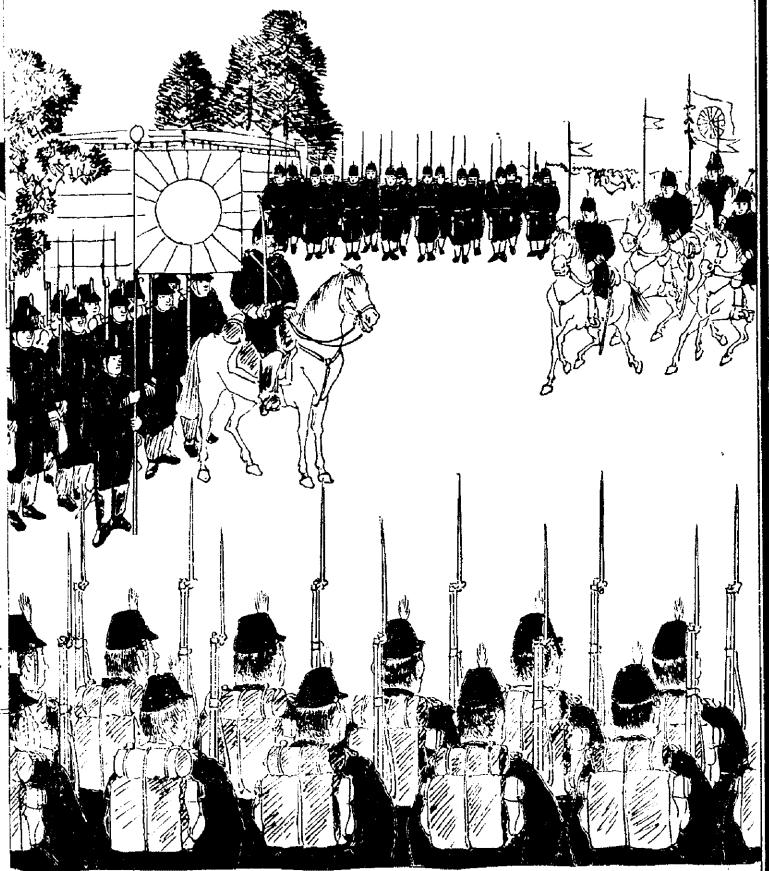
### 第一節

○我が國の男子たるものハ、兵役の務めあり。

○兵員は、國家守護の大任よあとるものにて、最も譽れらる務めなり。

○されば、常に身をすこやかにして、此の選みよ入らんことをねグひ、一旦選み

觀兵式之圖



は入らば、忠義を専らとし、行狀をつゝみ、勇武の氣象をあげまして、事ある時は、身をかへりみず、我づ國威いきを萬國に輝さんことをのみおもふべし。

## 第二節

○我づ國の民たるものハ、納稅の務めあり。

○稅といハ、人民より政府に納むる金の事

ふて、政府は、この金を以て、一國の安全をはかり、人民の幸福かうふくをすゝむるなり。  
○人の今日、安樂あんらくにおくるも、政府の保護による事を思ひ、納稅ハ、實に人民の重き務めなるを知るべし。

10.12.19

奉勅  
修身鑑卷之三 終

明治二十五年二月八日印刷  
明治二十五年二月十日出版  
版權 所有

定價八七五厘

著者

東京府平民

内藤

心

叟

發行兼  
印刷者

東京府平民  
東京市小石川區金富町五十三番地  
東京市日本橋區通旅籠町十一番地

小林

八

郎

發賣所

集英堂本店  
東京市日本橋區通旅籠町十一番地

賣捌所

各府縣下書肆

